



国民年金のお知らせ



◇ 遺族基礎年金

もしも、家の働き手に先立たれたら…

国民年金加入中の被保険者の方や老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年）を満たした方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※「子」とは、18歳に達する年度末までの子および1級・2級の障害のある20歳未満の子をいいます。

●遺族基礎年金の年金額
平成27年度（年額）
年金額 780,100円

子の加算額を加えると次のとおりです。

●子のある配偶者に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	1,004,600円
2人のとき	1,229,100円
3人のとき	1,303,900円
4人以上	3人のときの金額に1人につき74,800円を加算

※子2人目までは、224,500円が加算されます。

●子のみの場合に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	780,100円
2人のとき	1,004,600円
3人のとき	1,079,400円
4人以上	3人のときの金額に1人につき74,800円を加算

※子2人目までは、224,500円が加算されます。

◇ 遺族基礎年金を受けるための要件

次の①～④のいずれかに該当する方が死亡したときに子のある配偶者、または子に支給されます。

- ①国民年金の被保険者であること
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
- ③老齢基礎年金の受給権者であること。
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方であること。

ただし、①、②の場合、被保険者期間のうち保険料納付期間（免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上必要です。

※平成38年3月31日までに死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。

☆ご存じですか？「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業の方やフリーランスの方など国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている60歳未満の方が加入できる国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

※平成25年4月から、60歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入されている方も加入できるようになりました。

詳しくは北海道国民年金基金（フリーダイヤル0120-65-4192）までお問い合わせください。

函館年金事務所による年金相談のお知らせ

7月8日(水)

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時

午後1時～3時

※相談は予約制となっております。相談希望の方は7月3日（金）までに住民生活課戸籍年金係まで申し込み願います。

問い合わせ先

函館年金事務所 お客様相談室 ☎0138-82-8001・8002
 住民生活課戸籍年金係 ☎47-4681